

## 令和2年 第9回農業委員会議事録

令和2年9月25日午前10時00分に第9回農業委員会を市役所防災研修室1に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《無断遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《通告欠席》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《無断欠席》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局主事	伊藤 由貴	事務局主事	小林 沢子

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

報第15号 農地法第18条の規定による解約通知について

議第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第30号 尾花沢市農用地利用集積計画について

## 令和 2 年 第 9 回 農 業 委 員 会 議 事 録

尾花沢市農業委員会令和 2 年第 9 回通常総会を 9 月 2 5 日（金）市役所防災研修室 1 に  
おいて午前 1 0 時 0 0 分より開会した。

（岸事務局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業  
委員会憲章」の朗読をお願いいたします。憲章につきましては、緑色の封筒の後ろにあり  
ますのでご覧ください。

（朗 読）

（岸事務局長）

ご着席願います。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は 1 9 名であります。よ  
って農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、  
本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さんどうもおはようございます。第 9 回の農業委員会総会にご出席いただきましてあ  
りがとうございます。今年は夏の暑さが大変でしたけれども、ここに入ってきて秋作業も  
天候も皆さん順調に進んでいると思っておりますけれども、夏の暑さの影響が改めてこれから出  
てくると思っておりますので、健康には十分注意して秋作業をしてくださるようお願いいたしま  
して、挨拶にさせていただきます。

（岸事務局長）

ありがとうございました。それでは、尾花沢市農業委員会会議規則第 5 条の規定により  
会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

（議 長）

只今より令和2年第9回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、7番 笹原 哲委員 8番 小松栄作委員の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をもって報告いたさせます。事務局長。

(岸事務局長)

命によりまして、事務処理報告をさせていただきます。総会日程次第書裏面をご覧ください。説明させていただきます。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第15号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

それでは、報第15号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告

いたします。議案書1ページをご覧ください。案件は3件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、No.1は未定、No.2は同人へ売買予定、No.3は中間管理機構へ貸付予定です。No.2とNo.3は今月集積計画がなされております。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありました。この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより報第15号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

議第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は 2 ページから 3 ページです。

所有権移転についてご説明いたします。案件は 5 件です。No. 1 の渡人は市内居住の農業廃止のため、No. 2、4、5 の渡人は他市町村へ転出による農業廃止のため、No. 3 の渡人は相手方の要望のため、受人はそれぞれ経営規模拡大のための所有権移転です。No. 1 から No. 5 は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

つづいて、賃貸借権の設定についてご説明いたします。3 ページをご覧ください。案件は 2 件です。No. 1 の貸し人は労力不足のため、No. 2 の貸し人は耕作不便のため、借り人はすべて経営規模拡大のための貸借です。No. 1 から No. 2 は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。以上、説明を終わります。慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありました。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようですので、終結いたします。これより議第 29 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第 30 号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

伊藤主事。

(事務局 伊藤主事)

それでは、議第30号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明に入らせていただきます。議案書4ページの農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。

今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が95a、うち再設定が73a、転貸は396a、所有権移転は357aになり、計画面積合計は849aとなっております。申請地は、すべて農振農用地区域です。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、田のみで95a、うち再設定が73a、転貸は、田が391a、畑が4a、所有権移転は、田が143a、畑が214a、合計しますと田が631a、畑が218aになります。

続いて、対象人数になります。賃貸借設定は、出し手2名、うち再設定1名、受け手2名、うち再設定が1名です。転貸は、出し手6名、受け手1名、所有権移転は、出し手3名、受け手3名、合計しますと、出し手が11名、受け手が6名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3年から5年が2件で95a、転貸は10年以上が7件で396aです。

次に隣に移りまして、10a当たり借賃・対価です。賃貸借設定は、田の物納が90kg、現金が9千円、転貸は田が現金で7千円から1万5千円、畑が3千円です。所有権移転は、田が26万5千円から27万円、畑が26万5千円となります。

それではページ移りまして、5ページからは個別状況です。No.1は新規の設定、No.2は再設定、No.3からNo.9は中間管理事業の転貸になります。6ページは所有権移転で、3件あります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

ご質疑もないようでありますので、終結いたします。これより議第30号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和2年第9回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午前10時17分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和2年9月25日

尾花沢市農業委員会

議 長

---

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。



議事録署名委員

---

議事録署名委員

---